

令和4年度
人事委員会の業務の状況に係る報告書

令和5年8月

千葉県人事委員会

目次

I	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	1
II	職員の競争試験及び選考の状況	6
III	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	11
IV	不利益な処分についての審査請求の状況	12

I 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、議会及び知事に対して、令和4年10月13日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は以下のとおりである。

【令和4年の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要】

1 給与勧告の基本的考え方

- ・ 職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。
- ・ 人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

2 職員の給与と民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の民間事業所1,768のうち、無作為に抽出した374事業所について、職種別民間給与実態調査を実施した。

(1) 月例給

本年4月分の職員（行政職）の給与と民間企業従業員の給与とを、役職段階、学歴、年齢が同等の者同士でそれぞれ対比させ、比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均1,201円（0.33%）上回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
362,261円	361,060円	1,201円（0.33%）

(2) 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額に4.42月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数（4.30月）を上回っていた。

3 本年の給与改定

本年の民間給与との較差の状況及び国の人事院勧告の内容等を総合的に勘案し、次のとおり改定を行うこととした。

(1) 月例給 (改定率 0.33%)

① 行政職給料表

初任給を大卒 3,000 円、高卒 4,000 円引上げ、これを踏まえ、若年層を対象とした引上げ改定

② 行政職以外の給料表

行政職給料表との均衡を考慮して引上げ

(2) 期末・勤勉手当

年間の支給月数を 0.1 月分引上げ (4.3 月分→4.4 月分)

引上げ分については、勤勉手当に配分 (1.9 月分→2.0 月分)

<一般職員の支給月数>

		6 月期	1 2 月期	年間	計
現 行	期末手当	1.20 月	1.20 月	2.4 月	4.3 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.9 月	
改 定 後	4 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月	2.4 月	<u>4.4 月</u>
	勤勉手当	0.95 月	<u>1.05 月</u>	<u>2.0 月</u>	(+0.1 月)
	5 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月	2.4 月	<u>4.4 月</u>
	以降 勤勉手当	<u>1.00 月</u>	<u>1.00 月</u>	<u>2.0 月</u>	(+0.1 月)

(3) 改定の実施時期

給料表：令和 4 年 4 月 1 日

期末・勤勉手当：令和 4 年 12 月 1 日

4 テレワークに関する給与面での対応

人事院は、本年の勧告において、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていくとしていることから、引き続きその状況を注視していく必要がある。

5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、本年の勧告において、人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進める中で、給与制度についても関連する諸課題に対応できるようアップデートを図っていく必要があるとしている。

具体的には、令和 5 年に骨格案、令和 6 年に成案を示し、施策を講ずることを目指すこととしている。また、その後も、定年引上げ完成を見据えた措置等の必要な取組に向けて、検討を進め、対応を図っていくとしていることから、その状況を注視していく必要がある。

6 公務運営に関する報告

地方公務員法第8条の規定により、勤務時間等の勤務条件、その他職員に関する制度について、次のとおり報告を行った。

(1) 多様で有為な人材の確保

近年の若者人口の減少などを背景に、人材確保が引き続き厳しい状況にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害といった危機的な事態が発生している。

こうした行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、複雑・高度化する課題に迅速かつ的確に対応していくためには、多様で有為な人材を確保することが重要であることから、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努めていく。

(2) 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理

① 人材の育成

近年、若年層の職員の割合が増加する一方、中堅層の職員が減少している中、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、人材開発に当たり、個々の職員の意欲を高め、能力を引き出す取組を進めていく必要がある。

② 能力・実績に基づく人事管理

人事行政の公正を確保し、公務の質を高く保つためには、職員の能力と勤務実績を的確に評価するとともに、その評価結果を人事管理の基礎として活用することが重要である。

そのためには、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう取り組むことが求められることから、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等へ適切に活用していくことが必要である。

(3) 勤務環境の整備

① 総実勤務時間の短縮

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正に向けて、職員一人ひとりが業務改善の意識を持つとともに、管理監督者は業務配分に配慮し、時間外勤務命令を必要最小限度にとどめる等のマネジメントの強化を一層図る必要がある。

さらに、行政運営においてデジタル技術の活用による業務の効率化を進め、業務そのものの変革に取り組むことが必要である。

これらの取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合には、業務量に応じた柔軟な人員配置と必要な人材の確保に努める必要がある。

イ 多忙な教職員への対応

I C Tの積極的な活用、スクール・サポート・スタッフ等の増員などにより業務改善を進めるとともに、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を着実に進めていくことも必要であり、こうした取組は市町村教育委員会や関係団体と連携を図り、国等の状況を注視しながら推進することが重要である。

ウ 年次休暇の取得促進

職員が年5日以上の子次休暇を確実に取得できるよう、また、更なる取得促進に向け、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

② 職員の健康管理

ア メンタルヘルスに関する取組の充実

メンタルヘルスプランに基づく予防等の取組の充実、休職者のきめ細やかな職場復帰支援を行うことが必要である。

イ 長時間勤務を行った職員への適切な対応

医師の面接指導が重要であることを十分認識し、該当職員の面接指導を確実に実施することが必要である。

ウ 安全衛生管理体制の充実等

産業医との連携や衛生委員会の適切な運営などにより、職員が健康で安全に働くことのできる職場環境づくりを進めていく必要がある。

③ 誰もが働きやすい勤務環境の実現

ア 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援のための制度が職員に広く利用されるよう周知するとともに、育児休業等を取得しやすい環境づくりが必要である。

イ 多様で柔軟な働き方の推進

テレワークを実施しやすい環境づくりに努めるとともに、多様で柔軟な働き方の一層の推進が必要である。

ウ 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備

障害のある職員が能力や適性を十分発揮できる環境の整備が重要である。

④ ハラスメント防止対策の推進

研修等により職員の意識啓発を継続的に実施するなど、ハラスメントのない職場づくりを推進する必要がある。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

本県においては、国家公務員の定年年齢が令和5年4月から段階的に65歳まで引き上げられること等を受け、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年引上げを行うために必要な準備を進めている。

今後も、能力と意欲のある高齢層職員を活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことにより、公務能率や県民サービスの向上につなげていくことが求められる。

(5) コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であることを十分に自覚し、県民の信頼に応える行動をすることが肝要であり、厳正な服務規律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期的・継続的な意識啓発に取り組む必要がある。

<参 考>

1 月例給（行政職）の改定の内訳

区 分	改定額（率）
給料の月額	1,096 円 (0.30%)
はね返り分	102 円 (0.03%)
計	1,198 円 (0.33%)

※ 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の額が、給料の月額等の改定に伴い増減することによる分をいう。

2 職員（行政職）の平均年間給与額

現 行（A）	改定後（B）	改定による増加額（B－A）
5,832,646 円	5,889,023 円	56,377 円

※ 平均年齢 39.0 歳

3 勧告による人件費への影響額

約 37 億円

※ 一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）の計
（令和 4 年度 9 月補正後予算ベース）

4 近年の改定状況

	月例給の改定額（率）	期末・勤勉手当	
		改定月数	支給月数 （改定後）
平成 25 年	354 円 (0.09%)	—	3.95 月
26 年	968 円 (0.25%)	0.15 月	4.10 月
27 年	3,223 円 (0.85%)	0.10 月	4.20 月
28 年	868 円 (0.23%)	0.10 月	4.30 月
29 年	1,248 円 (0.33%)	0.10 月	4.40 月
30 年	712 円 (0.19%)	0.05 月	4.45 月
令和元年	566 円 (0.15%)	0.05 月	4.50 月
2 年	—	△0.05 月	4.45 月
3 年	—	△0.15 月	4.30 月
4 年	1,198 円 (0.33%)	0.10 月	4.40 月

Ⅱ 職員の競争試験及び選考の状況

1. 採用試験

令和4年度においては、上級、中級、初級、資格免許職、市町村立学校事務中級、市町村立学校事務初級、警察官の各試験を次のとおり実施した。

(1) 採用試験の実施日程

試験区分	試験職種	年齢要件	受験案内配布開始	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格者発表日
	職員採用上級試験 (一般行政A)	平成4.4.2 ～平13.4.1 生まれの者	5.13(金)	5.13(金) ～ 5.27(金)	6.19(日)	6.30(木)	7.14(木) ～ 8.9(火)	8.29(月)
	職員採用上級試験 (一般行政B)	昭62.4.2 ～平10.4.1 生まれの者	5.13(金)	5.13(金) ～ 5.27(金)	6.19(日)	6.30(木)	7.14(木) ～ 8.9(火)	8.29(月)
	職員採用上級試験 (上記以外の職種)	昭62.4.2 ～平13.4.1 生まれの者	5.13(金)	5.13(金) ～ 5.27(金)	6.19(日)	6.30(木)	7.14(木) ～ 8.9(火)	8.29(月)
	職員採用中級試験 市町村立学校事務 職員採用中級試験	平4.4.2 ～平15.4.1 生まれの者	7.8(金)	7.26(火) ～ 8.15(月)	9.25(日)	10.13(木)	10.28(金) ～ 11.14(月)	12.6(火)
	職員採用初級試験 市町村立学校事務 職員採用初級試験	平13.4.2 ～平17.4.1 生まれの者	7.8(金)	7.26(火) ～ 8.15(月)	9.25(日)	10.13(木)	10.28(金) ～ 11.14(月)	12.6(火)
資格免許職 職員採用試験	獣医師	昭62.4.2 ～平11.4.1 生まれの者	5.13(金)	5.13(金) ～ 5.27(金)	6.19(日)	6.30(木)	7.14(木) ～ 8.9(火)	8.29(月)
	薬剤師	昭62.4.2 ～平11.4.1 生まれの者						
	保健師	昭62.4.2 ～平14.4.1 生まれの者						
	保育士	昭62.4.2 ～平15.4.1 生まれの者	7.8(金)	7.26(火) ～ 8.15(月)	9.25(日)	10.13(木)	10.28(金) ～ 11.14(月)	12.6(火)
	臨床検査技師	昭62.4.2 ～平14.4.1 生まれの者						
	栄養士	昭62.4.2 ～平15.4.1 生まれの者						
司書	昭62.4.2 ～平15.4.1 生まれの者							

試験区分	試験職種	年齢要件	受験案内配布開始	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格者発表日	
警察官採用試験	第1回	警察官A(男性)	平元.4.2以降生まれの男性	3.8(火)	3.8(火)～4.8(金)	5.8(日)	5.23(月)	5.30(月)～6.15(水)	8.1(月)
		警察官A(女性)	平元.4.2以降生まれの女性						
		警察官B(男性)	平4.4.2～平16.4.1生まれの男性						
		警察官B(女性)	平4.4.2～平16.4.1生まれの女性						
	第2回	警察官A(男性)	平元.4.2以降生まれの男性	6.28(火)	6.28(火)～8.16(火)	9.18(日)	10.4(火)	10.11(火)～10.26(水)	12.16(金)
		警察官A(女性)	平元.4.2以降生まれの女性						
		警察官B(男性)	平4.4.2～平17.4.1生まれの男性						
		警察官B(女性)	平4.4.2～平17.4.1生まれの女性						

(2) 採用試験の方法

試験区分・試験職種 (試験の程度)		第 1 次 試 験			第 1 次試験実施 だが 2 次試験と して評価		第 2 次 試 験			
		教養試験 択一式	専門試験 択一式	体格・ 体力検査	論文試験 記述式	作文試験 記述式	口述 試験	適性 検査	身体 検査	体格・ 体力検査
上級 (大学卒程度)	一般行政A	○	○	—	○	—	○	○	—	—
	一般行政B	○	—	—	○	—	○※	○	—	—
	心 理									
	児童指導員									
	農 業									
	林 業									
	水 産									
	畜 産									
	農業土木	○	○	—	○	—	○	○	—	—
	土 木									
	建 築									
	化 学									
	電 気									
機 械										
中級 (短大・高専卒程度)	一般行政	○	○	—	○	—	○	○	—	—
	警察事務									
	市町村立学校事務									
初級 (高校卒程度)	一般行政									
	県立病院事務	○	—	—	—	○	○	○	—	—
	警察事務									
	市町村立学校事務									
	農業土木									
	土 木	○	○	—	—	—	○	○	—	—
資格免許職 (大学卒程度)	獣 医 師									
	薬 剤 師									
	保 健 師									
資格免許職 (短大・高専卒程度)	保 育 士	○	○	—	—	—	○	○	—	—
	臨床検査技師									
	栄 養 士									
	司 書									
警察官 (大学卒程度)	警察官 A (男性)	○	—	○	○	—	○	○	○	○
	警察官 A (女性)	○	—	—	○	—	○	○	○	○
警察官 (高校卒程度)	警察官 B (男性)	○	—	○	—	○	○	○	○	○
	警察官 B (女性)	○	—	—	—	○	○	○	○	○

教養試験：職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験

専門試験：試験職種に応じた専門的な知識・技術・能力等についての筆記試験（一般行政Bは専門試験なし）

論文試験：課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての筆記試験

作文試験：文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力についての筆記試験

体格・体力検査：職務遂行上必要な体格と体力についての検査

口述試験：主として人柄・性向等についての試験。※一般行政Bはプレゼンテーションを含む。（上級試験のみ集団討論を行った。）

適性検査：職務遂行上必要な素質・性格についての（質問紙法・作業検査法）検査

身体検査：健康状態についての医学的検査及びこれに付随するその他の検査

(3) 採用試験の実施状況

—は採用試験が行われなかった職種

試験区分・試験職種	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	第1次受験者数 B (人)	第1次合格者数 C (人)	最終合格者数 D (人)	合格倍率 B/D (人)	
上級試験	一般行政A	90	972	687	277	165	4.2
	一般行政B	20	151	92	78	32	2.9
	心理	51	69	53	52	35	1.5
	児童指導員	73	65	48	46	29	1.7
	農業	36	74	58	56	38	1.5
	林業	6	27	20	19	10	2.0
	水産	9	41	28	22	11	2.5
	畜産	5	17	11	11	8	1.4
	農業土木	11	12	9	9	6	1.5
	土木	42	93	69	66	37	1.9
	建築	11	21	15	14	9	1.7
	化学	7	28	17	16	8	2.1
	電気	16	36	28	28	16	1.8
	機械	14	21	17	17	13	1.3
計	391	1,627	1,152	711	417	2.8	
中級試験	一般行政	27	355	169	86	38	4.4
	警察事務	24	239	148	80	31	4.8
	農業土木	—	—	—	—	—	—
	土木	—	—	—	—	—	—
	計	51	594	317	166	69	4.6
初級試験	一般行政	82	809	674	337	166	4.1
	県立病院事務	2	6	6	6	3	2.0
	警察事務	16	130	109	56	28	3.9
	農業	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	農業土木	2	14	14	14	9	1.6
	土木	10	33	28	27	18	1.6
	化学	—	—	—	—	—	—
	電気	4	11	9	8	8	1.1
	機械	5	6	4	4	3	1.3
計	121	1,009	844	452	235	3.6	
市町村立学校事務中級	7	90	55	19	12	4.6	
市町村立学校事務初級	28	172	153	105	62	2.5	
計	35	262	208	124	74	2.8	
資格免許職	獣医師	23	18	16	16	14	1.1
	薬剤師	5	23	20	20	14	1.4
	薬剤師(病院局)	5	12	12	12	6	2.0
	保健師	30	44	38	37	33	1.2
	管理栄養士	—	—	—	—	—	—
	管理栄養士(病院局)	—	—	—	—	—	—
	保育士	20	46	25	25	15	1.7
	臨床検査技師	5	14	10	10	6	1.7
	栄養士	1	36	26	5	2	13.0
	司書	3	67	48	10	4	12.0
計	92	260	195	135	94	2.1	
警察官試験	第1回						
	警察官A(男性)	187	939	661	603	287	2.3
	警察官A(女性)	23	246	181	140	55	3.3
	警察官B(男性)	20	537	382	165	56	6.8
	警察官B(女性)	5	180	125	62	23	5.4
	計	235	1,902	1,349	970	421	3.2
	第2回						
	警察官A(男性)	20	283	122	111	23	5.3
	警察官A(女性)	5	88	38	34	10	3.8
	警察官B(男性)	150	849	523	465	149	3.5
	警察官B(女性)	17	279	171	152	51	3.4
	計	192	1,499	854	762	233	3.7
	県内計						
	警察官A(男性)	207	1,222	783	714	310	2.5
	警察官A(女性)	28	334	219	174	65	3.4
	警察官B(男性)	170	1,386	905	630	205	4.4
	警察官B(女性)	22	459	296	214	74	4.0
計	427	3,401	2,203	1,732	654	3.4	
県外							
警察官A(男性)	12		36	28	7	5.1	
警察官B(男性)	20		123	108	24	5.1	
計	32	0	159	136	31	5.1	
警察官計	459	3,401	2,362	1,868	685	3.4	
総計	1,149	7,153	5,078	3,456	1,574	3.2	

2. 採用選考

任用規則の規定に基づき、令和4年度は次のとおり採用選考を行った。(任命権者へ委任したものを除く。)

任命権者	給料表	行政職	研究職	医療職	海事職	福祉職	公安職	合計
知事		56	4	15		3		78
病院局長		4		148				152
企業局長								
県議会議長								
教育委員会		95	3	1		6		105
選挙管理委員会								
代表監査委員								
人事委員会								
海区漁業調整委員会								
警察本部長		11	2				13	26
計		166	9	164		9	13	361

3. 昇任選考

任用規則の規定に基づき、令和4年度は次のとおり昇任選考を行った。(任命権者へ委任したものを除く。)

任命権者	給料表(区分)	行政職	研究職	医療職	海事職	公安職	福祉職	単 純 労 務 員	合計
知事		949	17	81	1		26	9	1,083
病院局長		21	1	134					156
企業局長		139							139
県議会議長		14							14
教育委員会		222		12	1			3	238
選挙管理委員会		2							2
代表監査委員		5							5
人事委員会		7							7
海区漁業調整委員会		1							1
警察本部長		110	3	1		292			406
計		1,470	21	228	2	292	26	12	2,051

Ⅲ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条の規定により、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件について、地方公共団体の当局が適切な措置を執るよう要求があった場合、同法第47条の規定により、必要な審査を行い、その結果に基づいて判定し、必要に応じて当局に対し勧告等を行うものである。

令和4年度における措置の要求の処理状況及び件数は次のとおりである。

1. 令和4年度における措置の要求の処理状況

事件番号	要求者	要求事項	要求年月日	処理状況 (R5.3.31現在) ※()内は令和4年度中の動き
—	知事部局職員	配置換えに関する事	R4.12.23	不 受 理 (R5.1.18 不受理)
令和5年審甲第1号	知事部局職員	ハラスメントに関する事等	R5.2.14	係 属 中

2. 勤務条件に関する措置の要求の件数

区 分	件 数	令和3年度末現在 未処理件数	令和4年度		令和4年度末現在 未処理件数
			措置要求件数	処理件数	
給与		0	0	0	0
旅費		0	0	0	0
勤務時間		0	0	0	0
休暇		0	0	0	0
執務環境		0	0	0	0
転任		0	0	0	0
ハラスメント		0	1	0	1
その他		0	1	1	0
合 計		0	2	1	1

IV 不利益な処分についての審査請求の状況

地方公務員法第49条から第51条までの規定により、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員から不利益処分に関する審査請求があった場合、人事委員会が必要な審査を行い、その結果に基づいて、その不利益処分を承認し、修正し、又は取り消し、及びこれに伴う必要な措置を行わせることによって職員の身分保障を確保しようとするものであり、準司法的な手続による事後審査の制度である。

令和4年度における審査請求の処理状況及び件数は次のとおりである。

1. 令和4年度における審査請求の処理状況

事件番号	請求者	請求事項	処分者	処理状況 (R5. 3. 31現在) ※()内は令和4年度中の動き
(1) 昭和49年審乙第36, 37号 (4. 27教員事案)	公立学校教員 2人 (当初39人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(2) 昭和50年審乙第12, 13, 15, 18, 19, 22, 25, 36号 (4. 11等教員事案)	公立学校教員 8人 (当初35人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(3) 昭和51年審乙第12, 13, 15, 21, 22, 24号 (12. 10等教員事案)	公立学校教員 6人 (当初24人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(4) 昭和53年審乙第10, 12, 14号 (4. 15等教員事案)	公立学校教員 3人 (当初13人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(5) 昭和54年審乙第5, 7, 9, 11, 12号 (5. 31教員事案)	公立学校教員 5人 (当初12人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(6) 昭和55年審乙第3号 (4. 25教員事案)	公立学校教員 1人 (当初3人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(7) 昭和56年審乙第3~5, 7, 8号 (4. 16教員事案)	公立学校教員 5人 (当初12人)	懲戒(減給、戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(8) 昭和57年審乙第4~6, 8号 (6. 4等教員事案)	公立学校教員 4人 (当初11人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(9) 昭和58年審乙第11, 12, 14号 (12. 16等教員事案)	公立学校教員 3人 (当初8人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(10) 昭和59年審乙第1, 2, 4, 6号 (10. 7教員事案)	公立学校教員 4人 (当初9人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(11) 昭和60年審乙第1, 3~5号 (10. 26教員事案)	公立学校教員 4人 (当初9人)	懲戒(停職、減給) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中
(12) 昭和61年審乙第1, 3~5号 (4. 17教員事案)	公立学校教員 4人 (当初9人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育委員会	係属中

事件番号		請求者	請求事項	処分者	処理状況 (R5. 3. 31現在) ※()内は令和4年度中の動き
(13)	平成元年審乙 第13, 16~18, 20, 21号 (5. 24教員事案)	公立学校教員 6人 (当初10人)	懲戒(戒告) 処分取消	千葉県教育 委員会	係 属 中
(14)	令和3年審乙第2号	公立学校教員	懲戒(免職) 処分取消	千葉県教育 委員会	裁 決 (R5. 3. 23 処分承認)
(15)	令和3年審乙第3号	公立学校職員	懲戒(免職) 処分修正	千葉県教育 委員会	係 属 中

2. 不利益処分に関する審査請求の件数

区 分 \ 件 数		令和3年度末現在 未処理件数	令和4年度		令和4年度末現在 未処理件数
			審査請求件数	処理件数	
分 限 処 分	降給	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒告	27	0	0	27
	減給	24	0	0	24
	停職	4	0	0	4
	免職	2	0	1	1
そ の 他	転任処分	0	0	0	0
	訓告処分	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
合 計		57	0	1	56